

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長

(公印省略)

公立学校共済組合札幌宿泊所利用補助要項の一部改正について (通知)

このことについて、公立学校共済組合札幌宿泊所利用補助 (以下「宿泊所利用補助」という。)を宿泊及び食事・宴会等で利用する場合、組合員資格の確認 (以下「資格確認」という。)を利用時に行っているところですが、組合員等の利便性向上を目的として資格確認を利用時から事後確認に変更するため標記要項を一部改正しました。

つきましては、次のとおり通知しますので、貴所属組合員へ周知願います。

記

1 改正内容

(1) 資格確認方法の変更

宿泊所利用補助を利用する場合、組合員等に対して資格確認のため組合員資格確認書類等の提示を求めているところですが、利用補助券に新たに設けた組合員資格等の条件を満たしていることを申告するチェック欄に記入していただくことで、組合員資格確認書類等の提示を省略することができます。

なお、組合員資格等の条件を満たしていないことが後日判明した場合は、補助分の金額を返納していただくこととなります。

(2) 補助券の様式変更

(ア) 宿泊、食事・宴会等での利用の場合

利用補助券に「補助利用時に組合員資格等の条件を満たしていることを申告するチェック欄」等を追加しました。(別添様式 (参考) のとおり)

(イ) 会議、婚礼、法要での利用の場合

会議室利用補助、婚礼利用補助及び法要等利用補助の補助券様式については、変更はありません。

2 適用開始日

令和7年7月1日

企画福祉係 田中

電話 011-231-4111 (内線 35-366)